

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業） IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業） IV-3-2 証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮 IV-3-2-3 投資者に対するチェック機能の発揮 （1）顧客の不正取引防止のための売買管理体制に係る留意事項 証券会社等は、実勢を反映しない行為的相場が形成されることとなることを知りながら有価証券の売買取引等の受託等をする行為や、インサイダー取引のおそれがあることを知りながら顧客の有価証券の売買等の受託をする行為などを適切に防止することで、投資者に対するチェック機能を発揮する必要がある。そのため、日本証券業協会自主規制規則「不正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」も踏まえ、顧客の不正取引を防止するための売買管理に関して、以下の点に留意する必要がある。（特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと。） ① 顧客の売買動向の的確な把握及び管理の徹底 イ.ロ. （略） ハ. 内部者登録の正確性を確保する観点から、日本証券業協会自主規制規則「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を踏まえ、金商法第166条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客が</p>	<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業） IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業） IV-3-2 証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮 IV-3-2-3 投資者に対するチェック機能の発揮 （1）顧客の不正取引防止のための売買管理体制に係る留意事項 証券会社等は、実勢を反映しない行為的相場が形成されることとなることを知りながら有価証券の売買取引等の受託等をする行為や、インサイダー取引のおそれがあることを知りながら顧客の有価証券の売買等の受託をする行為などを適切に防止することで、投資者に対するチェック機能を発揮する必要がある。そのため、日本証券業協会自主規制規則「不正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」も踏まえ、顧客の不正取引を防止するための売買管理に関して、以下の点に留意する必要がある。（特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと。） ① 顧客の売買動向の的確な把握及び管理の徹底 イ.ロ. （略） ハ. 内部者登録の正確性を確保する観点から、日本証券業協会自主規制規則「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を踏まえ、金商法第166条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客が</p>

改正案	現行
<p>ら、上場会社等の役員等に該当するか否かにつき届出を求め、該当する者について上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けるとともに、顧客からの変更の届出があったときには遅滞なくその内容を更新するほか、定期的に顧客の氏名及び生年月日について、役員等情報データベース（<u>日本証券業協会が提供する上場会社等の役員等の情報が記録されたデータベース</u>）又は役員等情報データベースに<u>記録された情報に比して情報の量及び信頼性が同程度である情報が記録されたデータベース</u>に照合した上で、必要に応じて、上場会社等の役員等に関する他の情報等と照合するなど、内部者登録カードの整備に努めているか。</p> <p>二．ホ．（略）</p> <p>②・③（略）</p> <p>（２）～（４）（略）</p>	<p>ら、上場会社等の役員等に該当するか否かにつき届出を求め、該当する者について上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けるとともに、顧客からの変更の届出があったときには遅滞なくその内容を更新するほか、定期的に顧客の氏名、生年月日及び住所について、<u>J-I-R-I-S-S（日本証券業協会の内部者登録・照合システム）</u>に照合した上で、必要に応じて、上場会社等の役員等に関する他の情報等と照合するなど、内部者登録カードの整備に努めているか。</p> <p>二．ホ．（略）</p> <p>②・③（略）</p> <p>（２）～（４）（略）</p>